

参考資料

欠 席 委 員 意 見

齋藤委員	資料3	委員会の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同検討委員会は合同会議に「報告」「提言」を行うこととなっているが、どの程度尊重されるのか。</li> <li>・合同会議が、都合の良いところのみ利用するようでは、住民から地元市町 まで構成員とした意味がなくなる。</li> </ul>
	資料3	両県の調整の前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ず長期的に何を指すか、当然原状回復、少なくとも有害物質の全面撤去といった理念を明確に打ち出すべきで、目的を明確にした上で課題の解決策を模索するべきである。</li> <li>・青森県の「封じ込め」案提示の姿勢は、報道が悪い、住民が誤解ではなく、明らかに県が最終方針として打ち出したと捉えられるものであった。</li> <li>・新年度以降の姿勢がそうでないなら、囲い込みの議論の前に、最終目標をきちんと打ち出して、両県の合意を示すべきである。住民の不信感を引きずって解決策は生まれない。</li> <li>・囲い込みではなく封じ込めと呼称していた時点から、遮蔽壁を作って終わりとしかねないとの疑念は解消されていない。改めるべきである。</li> <li>・長期目標が同一であれば、そこに向かう課程での対応方法が、県ごとに若干異なることは了承されるかもしれないが、その信頼が築かれていない。</li> </ul>
	資料4	鉛直遮蔽壁の岩手県側延長について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽壁の工事に2～3年を要すなら、撤去できるものを撤去した方が経済的かつ害を拡散させないことになる。</li> <li>・工事の間に岩手県が撤去できるならその方が有効であろう。</li> <li>・遮蔽壁を岩手県側まで延長する理由として分水嶺をあげているが、分水嶺は地表改変後の地形から判断しているのか。</li> <li>・不透水層の岩盤としている凝灰岩の走向・傾斜も係わるのではないかと。その解析はどうなっているのか。</li> </ul>
西垣委員	資料3	緊急課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染地区の表面の止水処理を入れるべきである。表面止水処理を行うと地形が分水嶺的なところであるため、表流水が地下に浸透することが少なくなり、地下に浸透した汚染水だけを対象にできる。</li> <li>・表面水と浸透水を分離すると処理施設の規模も小さくて済む。</li> </ul>
	資料4	囲い込みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて良い案と考える。予算は後でも至急実施すべきである。</li> <li>・地表にシートを張って防水するなど、汚染土に雨等が触れないようにし、浸透水については水処理が必要。</li> <li>・基岩面が浅いので、表層土だけで遮水壁は十分と考えるが、基岩の中に浸透した水の浄化が困難である。基岩内に水平ドレーンを打設して基岩内に浸透した汚染水も集水する方法が考えられる。</li> <li>・基岩の分布調査を行い、囲い込みの範囲内に低いところや断層があれば、水平排水孔ボーリングして排水し、その水を処理する。</li> <li>・青森県側だけでなく岩手県側も同じように遮水壁を谷部に設け、流出水を処理する。</li> <li>・工事中の作業員に対しては、ダイオキシン類の汚染も心配されるため、健康管理、作業管理に注意する。</li> </ul>
	資料4	ダイオキシン類調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類の汚染に関しては、ボーリングだけでは良く分からない。トレンチ調査を実施して、線上のデータを取る必要がある。</li> </ul>
	資料4	土壌浄化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化を実施するなら、もっと具体的に何をし、どのように浄化するかを早急に検討すべきである。</li> </ul>

平田委員	資料3	基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄現場を「一般環境」、「管理区域」いずれと考えるのか。</li> <li>・土壤汚染対策法が平成15年1月1日から施行されるが、この法律は「一般環境」を対象としているため、「一般環境」と捉えるのであれば整合性を取っておく必要がある。</li> </ul>
	資料4	有害廃棄物対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率よく対策を実施するためには、有害物質の存在量や存在位置の確認調査が必要。</li> <li>・埋立基準値を適用するかどうかの検討に加えて、基準値を超えた汚染物質の処理対策を考える必要がある。</li> </ul>
	資料5	費用負担について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が費用を負担するのか、重要な問題です。ただ、原則論を持ち出して検討を長引かせることはリスクを増大させるだけです。現状で実施可能な方法を考えることが重要です。</li> </ul>
長谷川委員	資料4	有機性廃棄物について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機性廃棄物がかなり埋立てられていると思われるので、今後、発生ガスの問題について検討する必要がある。</li> <li>・石膏ボードによる硫化水素発生も問題となっているので、当地での発生の危険性はないか。</li> </ul>
	資料4	現況断面イメージ図	岩手県側へ浸出しないように見られるが本当か
	資料4	集水ピット設置場所	囲い込み部分では最も低く、かつ、全体から浸出水が集水してくるのか。
	資料4	土壤浄化	どの土壤を対象として、対象物質は何か不明のため意見できない。
	資料4	ダイオキシン類調査	図の地区のみでよいのか。ボーリング地点での詳細なデータ解析後に他の地区でも実施すべきではないか。